

都市環境科学研究科 都市システム科学域 博士学位論文審査基準

博士論文審査にあたっての基準項目は、以下のとおりとする。

- (1)自ら習得した知識や既往の研究を踏まえた上で研究目的が明確に示されており、博士論文にふさわしい学術的意義があるか。
- (2)目的にあった研究方法、資料、データが用いられているか。
- (3)研究結果に基づいて的確な考察、結論が導かれているか。
- (4)国際的に見ても高い独創性があるか。
- (5)論文構成、文章表現、図表などは適切か。
- (6)社会的に有用な知見が得られているか。
- (7)博士後期課程での学習を通じて主体的に博士論文が書かれているか。
- (8)都市科学ゼミナールおよび博士論文口頭試問でのプレゼンテーションと質疑応答が適切か。
- (9)研究目的と研究手法の倫理的妥当性が考慮されているか。また、調査対象者のプライバシーの保護と人権の尊重、社会的影響への配慮が十分なされているか。

都市環境科学研究科 都市システム科学域 博士学位授与プロセス

課程博士の場合、学域で定める以下の要件に則って博士論文審査の過程に入る。詳細および論文博士の場合は学域の定めに依る。

- (1)「都市システム科学特別研究」における学域所定の発表を完了していること。
- (2)博士論文の内容を構成する審査付き学術論文が2本程度以上掲載済みまたは掲載決定済みであること、または、それに相当する研究業績をあげていること。

博士論文審査は、原則として以下の過程で行う。なお、取得できる学位は、原則として「博士(都市科学)」とする。

- (1)学域会議において予備審査開始の承認
- (2)主査、委員予定者(2名以上)による予備審査
- (3)学域会議および研究科教授会において論文受理
- (4)主査、委員(2名以上)による本審査
- (5)公開発表会
- (6)学域会議および研究科教授会において最終判定

なお、課程博士に規程年限以上在籍し、学位の申請を受理した時点で在籍していたものが、退学後研究科細則に基づき、論文博士に区分変更して審査を受けようとする場合は、退学後1年以内に審査を終了するものとする。

論文博士の審査において、当研究科当学域の博士後期課程の入試に合格しているものについては、研究科細則に定める「試問」の外国語試験を行わない。そうでないものについては、英語について試験を行う。